

見積要領説明書

大崎クールジェン株式会社

見積要領説明書

(一般事項)

見積人は、募集書記載の業務委託について、交付書類を詳細に検討し、業務内容、関係諸法規を十分熟知したうえで見積書を作成し提出するものとする。

なお、見積人が熟知しなかったこと、または誤解したことにより生じた問題は、すべて見積人の責任とする。

(委託期間)

仕様書記載のとおり。

(見積書の作成)

見積書は、別紙様式に則り作成するものとする。

(見積書の提出)

見積書は記名捺印のうえ密封し、封筒に「見積書在中」と標記して提出しなければならない。

- (1) 提出部数 2部
- (2) 提出期間 「募集書記載のとおり」

(提出後は、引換、変更、取消はできない。)

(見積に関する質問)

見積に関して質問がある場合は、事前に書面により行うものとする。

(見積書類の説明)

見積人の提出した見積書類について、当社が詳細な説明を求めた場合、見積人は速やかに書面により説明を行うものとする。

(消費税相当額)

消費税相当額については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 見積書および見積内訳書に記載の金額には、消費税相当額を含まないものとする。
2. 契約の締結は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算した額で契約を締結するものとする。

この場合、円位未満に端数を生じた場合は、円位未満は切捨てとする。

(その他)

当社が見積用に交付した関係書類の返却を求めた場合、見積人は見積書を提出する際にこれを返却しなければならない。